

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年6月29日

さいたま地方法務局春日部出張所 登記官 宮 尾 昌 樹

記

1 手続番号	2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
第 0315-2025-0031 号	北葛飾郡杉戸町大字堤根字池ノ房3856番14
第 0315-2025-0032 号	北葛飾郡杉戸町大字堤根字塘3937番8
第 0315-2025-0033 号	北葛飾郡杉戸町大字堤根字塘3937番9